

令和元年度社会教育主事講習受講案内

北海道教育大学

1 目的及び性格

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 実施機関名

北海道教育大学

3 講習期間

令和元年7月26日（金）～8月11日（日）

（期間中15日間）7月31日（水）と8月6日（火）は、休日。

4 講習会場

北海道教育大学札幌駅前サテライト「hue pocket」
（札幌市中央区北5条西5丁目7 sapporo55ビル4階）

札幌エルプラザ
（札幌市北区北8条西3丁目）

北海道教育大学札幌校
（札幌市北区あいの里5条3丁目1-3）

5 科目名、単位数、配当時間数及び日程

科目名	単位数	配当時間数	日程
生涯学習概論	2	30	別記1のとおり
社会教育計画	2	30	
社会教育演習	2	40	
社会教育特講	3	46	

6 受講資格及び受講者数

社会教育主事講習等規程第2条の規定に該当する者 30名

7 受講申込方法

- 北海道内在住の受講希望者の方

次の関係書類を添えて、住所地又は勤務地管内の教育局に6月14日（金）までに申込みを行ってください。

- 北海道外在住の受講希望者の方

次の関係書類を添えて、住所地又は勤務地の都府県の教育委員会に6月14日（金）までに申込みを行ってください。

※ 受講の申込みを受けた各都府県の教育委員会は、関係書類を取りまとめの上、
6月19日（水）までに北海道教育委員会へお送り願います。

(1) 受講申込書（様式1） 【 1 部 】
（一部科目の受講について別記2参照）

- ① 「E-MAIL アドレス」について
講習期間中、申込書に記入いただいた E-MAIL アドレスに連絡事項を送ることがあります。講習期間中にメールを確認できるアドレスについても記入してください。
- ② 「単位修得の認定を受けた科目及び単位」について
受講申込書の備考欄に、「単位の認定を証明する関係書類を添付してください」とありますが、北海道教育大学で開講された講習を受けて、単位修得の認定を受けた場合（または、他大学等で修得した単位が、北海道教育大学の講習単位として認定された場合）、関係書類の添付は不要ですが、単位修得の認定を受けた科目と単位のほかに、認定を受けた年度についても記入してください。
- ③ 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」について
講習科目の代替申請を行う科目については、単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄へ、科目及び単位を記入してください。なお、申請を行う科目の受講希望科目欄は、空欄で提出してください。

(2) 受講資格を証明する関係書類（いずれか1種類） 【 1 部 】

- ① 卒業（修了）証書の写又は卒業（修了）証明書
- ② 教育職員の普通免許状の写又は教育職員免許状授与証明書
- ③ 所属長の証明する勤務証明書（様式2）
（社会教育主事講習等規程第2条の第3，第4，第5号該当者。
該当者についてはp.6参照）

(3) 履歴書（様式3） 【 1 部 】

(4) 受講承諾書（勤務先のある方は提出してください。）（様式4） 【 1 部 】

(5) 社会教育主事に採用予定の方は、それを証明する書類
（採用予定年月日，採用予定の場所を記載のもの）（様式任意） 【 1 部 】

(6) 返信用定形外（角2）封筒 【 2 部 】
（あて先明記の上，それぞれ 140 円切手を貼付してください。）

- (7) 戸籍抄本（該当者のみ） 【 1 部 】
（改姓等の理由で現在所有している卒業（修了）証書や免許状の記載事項と事実が相違している場合は提出してください。）

8 講習科目の代替申請

講習における講習科目の代替を希望する方は、次の申請書を
6月14日（金）までに、北海道教育大学へ提出してください。

- ・単位修得認定申請書（該当者のみ）（様式5） 【 1 部 】
（講習科目の代替について別記2参照）

9 受講者の決定

大学に設置されている運営委員会において決定します。
なお、受講者の選定にあたっては、道内各市町村の採用予定者を優先する場合があります。
選考結果については、7月上旬に本人あて通知します。

10 受講に要する経費

受講料は無料ですが、受講する科目によっては、講師が指定する教材費、施設の見学に係る入場・入館料、交通費等が発生することがあります。各経費については個人負担となりますので、ご了承願います。

11 個人情報の取扱いについて

受講申込により提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、受講申込書類等に不備等があった場合の連絡、受講許可書の送付及び受講期間中の事務連絡等、受講にかかる事務処理のために利用します。

12 その他

- ・ 宿泊・食事の斡旋は行っておりませんので、各自で手配してください。
- ・ 講習期間中の方が一の事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いいたします。
- ・ 本講習は、全日出席することが原則です。講習の欠席は認められません。開講式、オリエンテーションについても原則全員出席いただきます。なお、欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。
- ・ 社会教育主事になるためには、社会教育主事になりうる資格を有している方で、都道府県・市町村教育委員会等に採用後、「社会教育主事」として発令を受けることで、その職務に就くことができます。採用方法については、都道府県又は市町村教育委員会に直接お問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

北海道教育大学学務部地域連携推進室

TEL 011-778-0210

◎ 講 習 日 程

月 日	8:30～10:30	10:30～12:30	13:30～15:30	15:30～17:30	17:30～19:30
7/26(金)	開校式 (10:00～10:30)	オリエンテーション(10:50 ～12:30)	社会教育特講 1	社会教育特講 2	社会教育特講 3
7/27(土)	生涯学習概論 1	生涯学習概論 2	生涯学習概論 3	生涯学習概論 4	生涯学習概論 5
7/28(日)	生涯学習概論 6	生涯学習概論 7	生涯学習概論 8	生涯学習概論 9	生涯学習概論 10
7/29(月)	生涯学習概論 11	生涯学習概論 12	生涯学習概論 13	生涯学習概論 14	生涯学習概論 15
7/30(火)	社会教育計画 1	社会教育計画 2	社会教育計画 3	社会教育計画 4	社会教育計画 5
7/31(水)	休 日				
8/1(木)	社会教育計画 6	社会教育計画 7	社会教育計画 8	社会教育計画 9	社会教育計画 10
8/2(金)	社会教育計画 11	社会教育計画 12	社会教育計画 13	社会教育計画 14	社会教育計画 15
8/3(土)	社会教育特講 4	社会教育特講 5	社会教育特講 6	社会教育特講 7	社会教育演習 1
8/4(日)	社会教育特講 8	社会教育特講 9	社会教育特講 10	社会教育特講 11	社会教育演習 2
8/5(月)	社会教育特講 12	社会教育特講 13	社会教育特講 14	社会教育特講 15	社会教育演習 3
8/6(火)	休				
8/7(水)	社会教育特講 16	社会教育特講 17	社会教育特講 18	社会教育特講 19	社会教育演習 4
8/8(木)	社会教育特講 20	社会教育特講 21	社会教育特講 22	社会教育特講 23	社会教育演習 5
8/9(金)	社会教育演習 6	社会教育演習 7	社会教育演習 8	社会教育演習 9	社会教育演習 10
8/10(土)	社会教育演習 11	社会教育演習 12	社会教育演習 13	社会教育演習 14	社会教育演習 15
8/11(日)	社会教育演習 16	社会教育演習 17	社会教育演習 18	社会教育演習 19	社会教育演習 20/ 閉校式

会場：北海道教育大学札幌駅前サテライト (hue pocket)

8月5(月) 札幌エルプラザ (札幌市男女共同参画センター)

8月7(水) 北海道教育大学札幌校(予定)

※講義時間・内容等の詳細については、別途お知らせします。

1 講習の一部科目の受講について

講習の一部科目の受講（分割受講）については、講習の実施に支障のない限り、当該科目の受講について配慮します。

なお、社会教育演習の受講については、他の3科目（生涯学習概論、社会教育計画、社会教育特講）をすべて修得されている方についてのみ認めます。

2 講習における講習科目の代替について

社会教育主事講習等規程第7条の第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する方は、単位修得認定申請書（様式5）を6月14（金）までに下記の申請先に提出してください。後、大学に設置されている運営委員会において書類等を審査し、単位を修得したものと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

なお、認定とならなかった科目は受講することができますので、受講を希望する場合は、下記申請先までお問い合わせください。

単位修得認定申請書（様式5）に添付する書類

① 大学において単位を修得した方

- ・ 単位修得証明書 【 1 部 】
- ・ 認定を希望する科目のシラバス等講義内容のわかるもの 【 1 部 】

② 講習等大学以外で単位を修得した方

- ・ 講習等名、受講科目、単位数及び受講期間等の内容を記載した証明書 【 1 部 】

【申請先】
〒002-8501
札幌市北区あいの里5条3丁目1-3

北海道教育大学学務部地域連携推進室

TEL 011-778-0210

【参考】

○ **社会教育主事講習等規程第2条関係**

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。）附則第2項の規定に該当する者
- 2 教育職員の普通免許状を有する者
- 3 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 4 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者
- 5 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

第2条の2 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

○ **社会教育主事の資格について（社会教育法第9条の4関係）**

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの
にあった期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イまたはロに掲げる期間に該当する期間を除く）
- 2 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 4 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

○ **社会教育主事講習等規程第7条関係**

第7条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

- 2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第3条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。
- 3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で第3条に規定する科目の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

(H29.3.31 公布)